

# 相生市個人情報の保護に関する法律施行条例(案)の概要 に対する意見の募集について

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」）が改正され、地方公共団体に適用される部分は、令和5年4月1日に施行されます。これにより独自の個人情報保護条例を制定していた地方公共団体に、個人情報保護法が全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

相生市の個人情報保護制度は、相生市個人情報保護条例（以下「現行条例」）から今回改正された個人情報保護法（以下「改正法」）によることとなるため、現行条例を廃止し、新たに改正法から委任された事項等を規定する改正法の施行条例を制定します。

そこで、相生市が作成した個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要を公表し、市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表いたします。

## 1 意見提出期間

令和4年9月21日（水） ～ 令和4年10月20日（木）

郵送の場合は、当日の消印有効

## 2 ご意見を提出できる方

- (1) 相生市に住所がある方
- (2) 相生市に事務所又は事業所がある方
- (3) 相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 相生市内の学校に在学する方
- (5) 相生市に納税義務がある方
- (6) この条例に利害関係がある方

## 3 意見の提出方法

必ず住所、氏名を明記のうえ、郵便、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出ください。（様式は自由）

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

## 4 条例（案）の入手方法

「相生市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要」は、市ホームページ、市役所1号館2階公文書公開コーナー又は総務課総務係でご覧いただけます。

5 その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ・意見提出先

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

相生市企画総務部総務課 総務係

電話 (0791) 23-7126

FAX (0791) 22-6439

電子メール [somu@city.aioi.lg.jp](mailto:somu@city.aioi.lg.jp)